

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	32 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年12月まで

私は、自分の国民年金保険料の納付状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。しかし、今まで役所から国民年金保険料の納付書が届く都度、期限までには必ず納付しており、申立期間についても職場の同僚と一緒に社会保険事務所で相談して特例納付をしたので、当該期間の保険料が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したと申立人が述べている平成4年3月は、国民年金の沖縄特別措置の実施期間中であり、申立期間の国民年金の特例追納保険料の納付が可能な期間である。また、当該特例追納保険料について、申立人が自分と一緒に社会保険事務所に相談に行き追納をしたと主張する職場の同僚の同保険料は、オンライン記録によれば、申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が沖縄特別措置につき申立期間の特例追納保険料を納付したとする金額は、実際に必要な保険料額とおおむね一致している。

加えて、申立人が申立期間の特例追納保険料を納付したと述べている平成4年3月当時は、申立人及びその妻は共に公務員として勤務しており、当該保険料を追納する資力があったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月

私は、社会保険事務所(当時)に自分の国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和60年7月の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間の国民年金保険料については、県外の市役所出張所で、昭和60年4月から同年7月までの分をまとめて納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は昭和52年4月に国民年金に加入し、その後、53年4月の婚姻時から61年3月までの間、任意加入被保険者として、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間以外に保険料の未納は無いなど、申立人の国民年金保険料の納付意識は高いものと思われる。

また、申立期間は1か月と短期間である上、申立人の夫は、申立期間以前から公務員として勤務しており、同期間の国民年金保険料を納付する十分な資力があつたと述べていることから、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄厚生年金 事案 255～279（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、平成19年1月22日に支給された賞与において、（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録を（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年1月22日

申立期間において、私はA事業所で支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額についてのオンライン記録が無い。同事業所が賞与支払届を社会保険事務所（当時）へ提出していないことが判明したので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿の記録から、申立人は、申立期間において、同事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律等に基づき標準賞与額を改訂又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる賞与に係る保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、原則としてこれらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、前述の賃金台帳から確認できる保険料控除額から、申立人に不利益を生じさせないことを考慮し、（＜標準賞与額＞（別添一覧表参照））とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所に提出していないとしていることから、同事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

[標準賞与額相違事用]

別紙【厚生年金あっせん一覧表】(沖縄)

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
255				女	昭和17年生		平成19年1月22日	11万 9,000円
256				女	昭和25年生		平成19年1月22日	13万 1,000円
257				女	昭和24年生		平成19年1月22日	11万 6,000円
258				女	昭和30年生		平成19年1月22日	11万 6,000円
259				女	昭和34年生		平成19年1月22日	11万 1,000円
260				女	昭和22年生		平成19年1月22日	11万 1,000円
261				女	昭和36年生		平成19年1月22日	11万 1,000円
262				女	昭和27年生		平成19年1月22日	11万 1,000円
263				女	昭和20年生		平成19年1月22日	10万 3,000円
264				女	昭和22年生		平成19年1月22日	11万 1,000円
265				女	昭和45年生		平成19年1月22日	10万 5,000円
266				女	昭和28年生		平成19年1月22日	10万 4,000円
267				女	昭和31年生		平成19年1月22日	10万 4,000円
268				女	昭和25年生		平成19年1月22日	11万 円
269				女	昭和23年生		平成19年1月22日	6万 9,000円
270				女	昭和25年生		平成19年1月22日	9万 6,000円
271				女	昭和30年生		平成19年1月22日	10万 2,000円
272				女	昭和44年生		平成19年1月22日	9万 6,000円
273				女	昭和42年生		平成19年1月22日	9万 1,000円
274				女	昭和25年生		平成19年1月22日	12万 3,000円
275				女	昭和36年生		平成19年1月22日	11万 円
276				女	昭和33年生		平成19年1月22日	8万 8,000円
277				女	昭和36年生		平成19年1月22日	7万 9,000円
278				女	昭和28年生		平成19年1月22日	7万 2,000円
279				女	昭和24年生		平成19年1月22日	6万 9,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和47年5月15日、資格喪失日に係る記録を同年8月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年5月15日から同年8月14日まで

私は、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、申立期間についてA事業所での被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

しかし、申立期間についての給与明細書などの資料を所持しているので、同期間において私が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の人事記録及び申立人が所持する給与明細書等により、申立人が申立期間において同事務所に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和47年5月から同年7月までの給与明細書等の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を42万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額が、A事業所から賞与が支払われた際の保険料控除額に見合う金額となっていない。また、同事業所は「社会保険事務所（当時）に対し、賞与支払額を誤って届出を行った」と私に説明しているので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿によれば、申立人は、申立期間において42万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って社会保険事務所に届出し、当該届出内容に見合う保険料しか納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、55万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を55万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額が、A事業所から賞与が支払われた際の保険料控除額に見合う金額となっていない。また、同事業所は「社会保険事務所（当時）に対し、賞与支払額を誤って届出を行った」と私に説明しているので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿によれば、申立人は、申立期間において55万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って社会保険事務所に届出し、当該届出内容に見合う保険料しか納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、99万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を99万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額が、A事業所から賞与が支払われた際の保険料控除額に見合う金額となっていない。また、同事業所は「社会保険事務所（当時）に対し、賞与支払額を誤って届出を行った」と私に説明しているので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿によれば、申立人は、申立期間において99万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って社会保険事務所に届出し、当該届出内容に見合う保険料しか納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年6月30日に支給された賞与において、57万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA事業所における標準賞与額に係る記録を57万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年6月30日

オンライン記録では、申立期間に係る標準賞与額が、A事業所から賞与が支払われた際の保険料控除額に見合う金額となっていない。また、同事業所は「社会保険事務所（当時）に対し、賞与支払額を誤って届出を行った」と私に説明しているので、申立期間に係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する賃金台帳及び源泉徴収簿によれば、申立人は、申立期間において57万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払額を誤って社会保険事務所に届出し、当該届出内容に見合う保険料しか納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立期間の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和37年7月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から44年1月まで

私は、役所からの国民年金加入の勧奨案内もあり、20歳になるとすぐに国民年金の加入手続をした。仕事の都合で国民年金保険料の納付に行くことができず、代わりに母親が私と姉の分を一緒に納付しており、姉は納付済みになっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料だけが未納になっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同人の婚姻後にAで払い出されていることがオンライン記録で確認でき、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親から、当時の納付状況を聴取することができないため、申立期間の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す確定申告書、家計簿等の関連資料は無く、申立人が申立期間当時国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は申立期間当時交付されたとする国民年金手帳についての資料を所持していない上、B県管内のすべての払出し簿による申立人の当時の氏名及び現在の氏名での検索を行うが、申立人に該当する国民年金手帳記号番号は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、申立期間を含む昭和 45 年 1 月から平成 2 年 1 月までの期間において、間違いなく A 事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、オンライン記録では 58 年 3 月のみ厚生年金保険の被保険者期間となっていない。このことに納得がいかないため、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたと主張しているが、同事業所が保管する「人員整理に関する退職者名簿」によれば、申立人は昭和 58 年 3 月 30 日に同事業所を退職しており、この点について同事業所は「当該人事措置は、他の部署への転勤ではなく、雇用の解除によるものである。」と説明している。

また、A 事業所の複数の上司及び同僚は「勤めていた職場が昭和 58 年 3 月 30 日に閉鎖され、従業員全員が退職した。その後、それぞれ別の職場に転職した。」と証言している上、申立人と同様に厚生年金被保険者記録に 1 日の空白期間があり、昭和 58 年 4 月 1 日に申立人と同じ職場に転職した同僚は「A 事業所に関連する事業所に転職する際、期間を空けずに勤務すると退職とならず退職金がもらえないが、1 日の期間を空けると退職金がもらえる上、人員整理に係る退職の場合は支給率も高くなるという説明を会社から受けたので、あえて 1 日の期間を空けた。」と証言している。

さらに、A 事業所が加入する B 健康保険組合の C 支所が保管する被保険者台帳によれば、申立人は昭和 58 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失し、同年 4 月

1日に再び同保険組合の被保険者資格を取得していることが確認できる。この喪失及び取得に係る記録は、厚生年金保険被保険者原票の記録と一致している。

加えて、前述の保険組合のC支所が保管する被保険者台帳によれば、申立人は昭和58年4月1日にA事業所に健康保険証を返納し、同年4月4日に新たな健康保険証が同事業所から申立人に交付されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。